

宣 言

国土面積の3分の2を占める森林は、木材等林産物の供給をはじめ、地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、自然環境の保持など、多様な公益的機能を有しており、国民生活と切り離すことのできない貴重な財産である。

この緑豊かな国土を保全し、未来の子どもたちに受け継いでいくことは、森林の恵みを受けて現在を生きる私たち国民に課せられた責務である。

しかし、この生命の源である水と空気と土を育み、緑の国土を守っている我が国の山村は、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足などにより、生業としての林業は衰退を余儀なくされ、極めて深刻かつ危機的な状況での自治体運営を迫られている。その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に対して、国民の生命・財産が危険にさらされるといった事態も生じている。

川上の山村と川下の都市は、今こそ手を携えて、この緑豊かな美しい国土と山村を守り、国民一人ひとりが安心して暮らせる資源循環型社会を実現していかなければならない。

私たち「全国森林環境税創設促進議員連盟」は、森林が果たす公益的機能とその重要性を広く国民に訴えるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、二酸化炭素排出源を課税対象として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を市町村が推進するために必要な森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保のための、新たな税財源である「全国森林環境税」の早期実現、「石油石炭税の税率の特例措置」による税収の一定割合を市町村の森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を目指すとともに、「財政面の対応」として、森林整備を行う施業者に負担を求めない措置を講ずるよう、全国の関係市町村議会が一致団結し、より強力で運動を展開することをここに宣言する。

平成26年7月17日

全国森林環境税創設促進議員連盟「第21回定期総会」